

平成23年度 第10回理事会

日 時 平成24年3月23日（金） 15:30～

場 所 特別会議室

I. 議 題

1. 役員及び職員の給与改定について
2. 「森林農地整備センター所長」に充てる理事の変更について（案）
3. 平成24年度計画（案）について

II. 報 告

1. 第45回独立行政法人評価委員会林野分科会概要報告について
2. 平成23年度監事監査報告について
3. 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 第31回総会への出席報告について
4. その他

資 料

- I-1 役員及び職員の給与改定について
- I-2 「森林農地整備センター所長」に充てる理事の変更について
- I-3 平成24年度計画（案）（非公表）
- II-1 独立行政法人森林総合研究所の業務実績に関する評価基準（案）等
- II-2 監事監査報告I等
- II-3 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 第31回総会
- II-4 主要行事（2012年1月27日～3月22日）

役員及び職員の給与改定について

1. 給与改定について

国家公務員については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」が施行(平成24年3月1日)されたところであり、当所においても、国に準じた取扱いとするため、役員給与規程の一部改正を同日付けで行うとともに職員の給与改定については、同様の内容で労働組合に提起(平成24年3月16日)した。

2. 改定の主な概要

(1) 俸給月額等

- ① 役員及び職員(概ね40歳台以上)の俸給月額並びに非常勤役員の手当の引下げを行う。(最大 $\Delta 0.5\%$ 、平均 $\Delta 0.23\%$)
- ② 給与構造改革(H18.4.1における俸給月額引下げ)に伴う経過措置額(現給保障)の支給期間を平成26年3月31日までとする。また、経過措置基準額について、俸給月額の改定に準じた引下げを行う。
- ③ 平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日において、若年・中堅層の号俸の調整を行う。

(2) 減額調整

平成23年4月からの給与較差相当分について、平成24年6月に支給する期末手当又は期末特別手当で減額調整を行う。

(3) 特例期間における減額支給措置

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(「特例期間」という。)における給与の支給にあたっては、職務の級等による支給減額率等に乗じて得た額を減額して支給する。

① 俸給月額

一般職員俸給表	10級～7級	$\Delta 9.77\%$
	6級～3級	$\Delta 7.77\%$
	2級～1級	$\Delta 4.77\%$

* その他の俸給表は、一般職員俸給表に準じた支給減額率

* 給与構造改革に伴う経過措置額も同率で減額

* 55歳超の給与減額支給措置($\Delta 1.5\%$)適用後の俸給も同率で減額

② 俸給の特別調整額 一律 $\Delta 10\%$

③ 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当 一律 $\Delta 9.77\%$

④ 地域手当等俸給月額に連動する手当 減額後の俸給月額等により算出

「森林農地整備センター所長」に充てる理事の変更について

1 概要

「森林農地整備センター所長」に充てる理事について、旧緑資源機構から森林総合研究所への統合後旬日を経て、統合後の事業が円滑に承継され、業務運営が定着をしていること、コンプライアンスの確立等業務運営の適正化についても着実に成果を上げてきていることに鑑み、主たる業務である森林整備事業を統括している理事に変更する。

施行日：平成24年4月1日

2 関連する規程の整備等

根拠規定である「独立行政法人森林総合研究所組織及び事務分掌規程」(平成13年4月1日付け 13森林総研第47号)第135条の5第2項の規定を改正するほか、関連して改正が必要な諸規程の一部改正を行う。

施行日：平成24年4月1日

(案外参考)「独立行政法人森林総合研究所組織及び事務分掌規程」第135条の5第2項

「2 整備センター所長は理事(業務承継円滑化・適正化担当)をもって充てる。」

独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準（案）

平成14年6月14日決定
平成15年3月3日改訂
平成17年3月31日改訂
平成18年6月1日改訂
平成19年6月12日改訂
平成20年6月12日改訂
平成21年3月25日改訂
平成24年3月14日改訂

1 目的

本評価基準は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づき実施される、独立行政法人森林総合研究所（以下「法人」という。）の業務の実績についての評価の基準を定めることにより、評価の透明性を確保し、法人の適正な評価を実施することを目的とする。

2 基本的考え方

（1）独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、通則法に基づき、

- ① 各事業年度における業務の実績の評価
 - ② 中期目標の期間における業務の実績の評価
- を行うこととされている。

（2）評価は、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）Ⅲの14.（1）において、『独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合いに応じた数段階評価）基準による』ものとされていることを踏まえるものとする。

（3）なお、研究のように、独創性、革新性、先導性等が重視される側面を持ち、また、長い年月を経て新しい知の創出を導き得る分野については、中期目標の達成状況のみならず、業務の特殊性や社会への貢献性を十分勘案することとする。

3 評価の方法

（1）評価単位の設定

- ① 評価委員会は、中期目標が達成されるかどうかの観点から、評価のための評価単位を設定し、評価単位毎に評価を行うこととする。
- ② 評価単位は、評価を効率的に行う観点から、原則として中期計画の目次に相当する大項目の具体的な内容を定める中項目とする。

③ ただし、中期計画における大項目「第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」のうち、法人の業務の大半を占める、「1 研究開発の推進」、「2 水源林造成事業等の推進」の各中項目については、法人に対する評価をより適正に行う観点から、評価単位は、中項目より下の項目とする。

④ また、中期計画における大項目「第3 財務内容の改善に関する事項」「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画」、「第6 剰余金の使途」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項」のうち中項目「1 施設及び設備に関する計画」、「5 積立金の処分」については、評価単位は、別紙1のとおりとする。

(2) 評価単位の評価

① 評価は、法人による自己評価の結果を調査・分析しつつ、中期目標が達成されるかどうかの観点から行うものとし、評価単位の評価に当たっては、評価の客観性を確保するため、上記3-(1)-④の評価単位を除き、以下のような5段階の評定を行うこととする(3-(1)-④の評価単位の評定区分は、別紙1のとおり)。ただし、達成割合は各評定の目安として用いるものとする。

ア 各事業年度毎の評価

- s : 中期計画を大幅に上回り業務が進捗している (達成割合が120%以上)
- a : 中期計画に対して業務が順調に進捗している (達成割合が90%以上120%未満)
- b : 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている (達成割合が60%以上90%未満)
- c : 中期計画に対して業務の進捗が遅れている (達成割合が30%以上60%未満)
- d : 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている (達成割合が30%未満)

イ 中期目標期間終了時における評価

- s : 中期目標を大幅に上回り達成している (達成割合が120%以上)
- a : 中期目標を概ね達成している (達成割合が90%以上120%未満)
- b : 中期目標の達成がやや不十分である (達成割合が60%以上90%未満)
- c : 中期目標の達成が不十分である (達成割合が30%以上60%未満)
- d : 中期目標に対して達成が大幅に遅れている (達成割合が30%未満)

なお、s 評定又はd 評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

② 評価に際しては、必要に応じ、法人に対して資料の提出を求める等により、適正な評価の実施に努めることとする。

また、前年度までの評価結果が業務へ適切に反映されているかどうかを確認するものとする。

③ ①の方法により得た評価について、業務の特殊性や社会への貢献性等の観点から適正な評価となっていないと判断される場合には、評価委員会は評価を見直すことができることとする。その際、評価の見直しを適当と判断するに至った理由を明示するものとする。

④ 評価委員会は、法人の業務運営の改善すべき点やその改善に資するため、必要に応じ、意見を述べるものとする。

⑤ 評価結果は、評価シート1（別紙2）を用いて示すこととする。

（3）大項目の評価及び総合評価

① 大項目の評価

大項目の評価は、各大項目における評価単位の達成割合を算出し評定するものとする。達成割合は、s評定を受けた評価単位の数に4、a評定を受けた評価単位の数に3、b評定を受けた評価単位の数に2、c評定を受けた評価単位の数に1、d評定を受けた評価単位の数に0をそれぞれ乗じて合算した値を評価単位の数で除して算出する。

ア 各事業年度毎の評価においては、①で算出した点数を以下のようにランク分けする。

3.5以上：S

2.5以上3.5未満：A

1.5以上2.5未満：B

0.5以上1.5未満：C

0.5未満：D

イ 中期目標期間終了時における評価においては、①で算出した点数を以下のようにランク分けする。

3.5以上：S

2.5以上3.5未満：A

1.5以上2.5未満：B

0.5以上1.5未満：C

0.5未満：D

上記ア、イのとおり5段階の評定を行うこととし、評価シート2（別紙3）を用いて示すこととする。

なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

上記の方法による大項目の評価及び総合評価について、評価委員会が適正な評価となっていないと判断する場合には、評価を見直すこととする。その際、評価の見直しを適当と判断するに至った理由を明示するものとする。

② 総合評価

総合評価は、全ての評価単位を対象として、大項目の評価と同様の方法で達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととし、評価シート3（別紙4）を用いて示すこととする。

なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

4 法人による自己評価

(1) 自己評価の実施

法人は、通則法第32条第1項に基づき評価委員会の評価を受けようとするときは、本基準に定める方法に則り、自らの業務の実績について評価を行い、結果を評価委員会に提出するものとする。

(2) 自己評価の方法

① 評価は評価単位毎に行うこととする。その際、法人は、3-(1)-④の評価単位を除き、具体的指標について評価を行い、結果を評価単位の評価の基礎とすることとする。

② 評価は、中期目標が達成されるかどうかの観点から行うものとし、評価単位の評価に当たっては、評価の客観性を確保するため、3-(1)-④の評価単位を除き、具体的指標の達成度合いに応じて、評価単位毎に達成割合を算出の上、達成割合に応じて以下のような5段階の評定（達成割合は各評定の目安として用いる）を行うこととする。

ア 各事業年度毎の評価

s：中期計画を大幅に上回り業務が進捗している（達成割合が120%以上）

a：中期計画に対して業務が順調に進捗している（達成割合が90%以上120%未満）

b：中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている（達成割合が60%以上90%未満）

%未満)

c : 中期計画に対して業務の進捗が遅れている (達成割合が30%以上60%未満)

d : 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている (達成割合が30%未満)

イ 中期目標期間終了時における評価

s : 中期目標を大幅に上回り達成している (達成割合が120%以上)

a : 中期目標を概ね達成している (達成割合が90%以上120%未満)

b : 中期目標の達成がやや不十分である (達成割合が60%以上90%未満)

c : 中期目標の達成が不十分である (達成割合が30%以上60%未満)

d : 中期目標に対して達成が大幅に遅れている (達成割合が30%未満)

なお、s 評定又は d 評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

③ ②の方法により得た評価について、業務の特殊性や社会への貢献性等の観点から適正な評価となっていないと判断される場合には、法人は評価を見直すことができることとする。その際、評価の見直しを適当と判断するに至った理由を明示するものとする。

④ 異常気象等不測の事態の発生に起因して評価対象物を得られなかった場合には、関係する評価指標について、当該年度の評価から除外する等の措置を講じることができることとする。

⑤ 3-(1)-④の評価単位の評定区分は、別紙1のとおりとする。

(3) 自己評価結果の提出

法人は、評価単位に係る業務の実績に関する概要と併せ、(2)による評価の結果を、評価シート1(別紙2)に示し評価委員会に提出することとする。

併せて、3-(1)-④の評価単位を除き、基礎資料として、具体的指標の評価結果を評価委員会に提出することとする。

5 評価結果の公表

(1) 評価結果の公表に当たっては、評価の過程で付せられた評価委員会の意見等についても公表する。

(2) 評価の際に法人より提出された資料は評価委員会において特別の支障があると認められた場合を除き公表するものとする。

6 その他

(1) 本評価基準に定めるもののほか、評価の実施に当たり必要な事項については、評価委員会において決定するものとする。

(2) 本評価基準は、法人の業務の実績の評価が、適正に、かつ、国民に解りやすい形で行われるべきであることに留意し、よりよい内容に改めていくこととする。

附則

独立行政法人緑資源機構の業務の実績に関する評価基準（平成16年6月1日農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会決定）は廃止する。

1 「第3 財務内容の改善に関する事項」の評価単位

法人の作成した予算に関する執行の実績や財務諸表を調査・分析し、以下の評定区分で評価を行う。

(1) 研究開発

① 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

(業務の効率化、支出の削減についての具体的方針及び実績等)

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して取り組みは十分であった。
- b : 中期計画に対して取り組みはやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して取り組みは不十分であった。
- d : 中期目標に対して達成が大幅に遅れている。

② 自己収入の拡大に向けた取組

(自己収入、受託収入及び競争的資金の拡大についての具体的方針及び実績等)

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して取り組みは十分であった。
- b : 中期計画に対して取り組みはやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して取り組みは不十分であった。
- d : 中期目標に対して達成が大幅に遅れている。

(2) 水源林造成事業等

① 長期借入金等の着実な償還

(コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還するための取組)

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して取り組みは十分であった。
- b : 中期計画に対して取り組みはやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して取り組みは不十分であった。
- d : 中期目標に対して達成が大幅に遅れている。

② 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

(地方組織の廃止を含めた業務体制の整備、電子入札導入等の業務の効率化を進め、適正な運営を行うための取組)

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して取り組みは十分であった。
- b : 中期計画に対して取り組みはやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して取り組みは不十分であった。
- d : 中期目標に対して達成が大幅に遅れている。

なお、s 評定又は d 評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

2 「第4 短期借入金の限度額」の評価単位

法人の短期借入金について、借入に至った場合の理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。

(1) 研究開発

- a : 借入に至った理由等は適切であった。
- b : 借入に至った理由等はやや不適切であった。
- c : 借入に至った理由等は不適切であった。

(2) 水源林造成事業等

- a : 借入に至った理由等は適切であった。
- b : 借入に至った理由等はやや不適切であった。
- c : 借入に至った理由等は不適切であった。

3 「第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画」の評価単位

計画以外の処分・譲渡

- a : 処分・譲渡に至った理由は適切であった
- b : 処分・譲渡に至った理由はやや不適切であった
- c : 処分・譲渡に至った理由は不適切であった

4 「第6 剰余金の使途」の評価単位

剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果。

(1) 研究・育種勘定

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して得られた成果は十分であった。
- b : 中期計画に対して得られた成果はやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して得られた成果は不十分であった。
- d : 中期計画に対して達成が大幅に遅れている。

(2) 水源林勘定

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して得られた成果は十分であった。
- b : 中期計画に対して得られた成果はやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して得られた成果は不十分であった。
- d : 中期計画に対して達成が大幅に遅れている。

(3) 特定地域整備等勘定

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して得られた成果は十分であった。
- b : 中期計画に対して得られた成果はやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して得られた成果は不十分であった。
- d : 中期計画に対して達成が大幅に遅れている。

なお、s 評定又は d 評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

5 「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項」の「1 施設及び設備に関する計画」の評価単位

中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果。

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して改善の成果は十分であった。
- b : 中期計画に対して改善の成果はやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して改善の成果は不十分であった。
- d : 中期計画に対して達成が大幅に遅れている。

なお、s 評定又は d 評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

6 「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項」の「5 積立金の処分」の評価単位

積立金の処分について、中期計画に定められた充当先に充てた結果、当該事業年度に得られた成果。

- s : 中期計画を大幅に上回る成果が得られた。
- a : 中期計画に対して得られた成果は十分であった。
- b : 中期計画に対して得られた成果はやや不十分であった。
- c : 中期計画に対して得られた成果は不十分であった。
- d : 中期計画に対して達成が大幅に遅れている。

なお、s 評定又は d 評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

評価シート1 (別紙2)

平成 年度評価シート (評価単位用)

(大項目) ○○○・・・・・・

(中項目) ○○○・・・・・・

評価単位	○○○・・・・・・
評価単位に係る業務の実績に関する概要 (必要に応じて参考資料を添付)	
評価	s a b c d
評価理由	
評価委員会の意見等	
評価委員会評価	s a b c d

平成 年度大項目の評価

大項目	○○○○○・・・・			
	評 定	評価単位		
達成割合				
_____ = _____				
評定		S A B C D		

(意見等)				

平成 年度総合評価

評 定	評価単位
達成割合	_____ =
評定	S A B C D
(意見等)	

評価単位体系図

第3期中期計画(新)

大項目	中項目	小項目	小々項目		
第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1 研究開発の推進	(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発	A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発 B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発 C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発 D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発 E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発 F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発 G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発 H 高遠育種等による林木の新品種の開発 I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発		
		(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発			
		(3) 地球温暖化の防止、水源の涵(かん)養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究			
		(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究			
		(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進			
		(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布			
		2 水源林造成事業等の推進	(1) 水源林造成事業	ア 事業の重点化の実施	
				イ 事業の実施手法の高度化のための措置	
				ウ 事業内容等の広報推進	
				エ 事業実施コストの構造改善	
(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業	ア 計画的・的確な事業の実施				
	イ 事業の実施手法の高度化のための措置				
	ウ 事業実施コストの構造改善				
(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施					

第2期中期計画(旧)

大項目	中項目	小項目	小々項目	小々々項目	小々々々項目
第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1 研究の推進	(1) 重点研究領域	ア 森林・林業・木材産業における課題の解決と新たな展開に向けた開発研究 イ 森林生物の機能と森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究	(7) 地球温暖化対策に向けた研究	a 森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発 b 木質バイオマスの変換・利用技術及び地域利用システムの開発
				(4) 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究	a 生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発 b 水土保全機能の評価及び災害予測・被害軽減技術の開発 c 森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発 d 安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源利用技術の開発
				(9) 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究	a 林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発 b 消費動向に対応したスギ材等林産物の高度利用技術の開発
				(7) 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明	a 森林生物の生命現象の解明 b 木質資源の機能及び特性の解明
				(4) 森林生態系の構造と機能の解明	a 森林生態系における物質動態の解明 b 森林生態系における生物群衆の動態の解明
				(2) 研究の基盤となる情報の収集と整備の推進	
				(3) きのこと類等遺伝資源の収集及び保存	
				(1) 林木の新品種の開発	
				(2) 林木遺伝資源の収集・保存	
				(3) 種苗の生産及び配布	
2 林木育種事業の推進	(1) 林木の新品種の開発等に関する調査及び研究	(5) 森林バイオ分野における連携の推進	ア 事業の重点化の実施 イ 事業の実施手法の高度化のための措置 ウ 事業実施コストの構造改善	(7) 公益的機能の高度発揮	
				(4) 期中評価の反映	
				(5) 木材利用の推進	
				(2) 造林技術の高度化	
				(4) 事業内容等の広報推進	
3 水源林造成事業等の推進	(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業	(3) 緑資源幹線林道事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施	ア 計画的・的確な事業の実施 イ 事業の実施手法の高度化のための措置 ウ 事業実施コストの構造改善 ア 債権債務管理業務の実施 イ 保全管理業務の実施	(7) 事業の計画的な実施	
				(4) 期中評価の反映	
				(7) 環境の保全及び地域資源の活用に対応した事業の実施	
				(4) 新技術・新工法の採用	

大項目	中項目	小項目	小々項目
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	3 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化		
	4 成果の公表及び普及の促進		
	5 専門分野を活かしたその他の社会貢献		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率化目標の設定等		
	2 資源の効率的利用及び充実・高度化		
	3 契約の点検・見直し		
	4 内部統制の充実・強化		
	5 効率的・効果的な評価の実施及び活用		
第3 財務内容の改善に関する事項	1 研究開発	(1)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 (2)自己収入の拡大に向けた取組	
	2 水源林造成事業等	(1)長期借入金等の着実な償還 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	
第4 短期借入金の限度額	(1) 研究開発 (2) 水源林造成事業等		
第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画			
第6 剰余金の使途	1 研究・育種勘定		
	2 水源林勘定		
	3 特定地域整備等勘定		
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画		
	2 人事に関する計画		
	3 環境対策・安全管理の推進		
	4 情報の公開と保護		
	5 積立金の処分		

大項目	中項目	小項目	小々項目	小々々項目	小々々々項目
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4 行政機関等との連携				
	5 成果の公表及び普及の促進				
	6 専門分野を活かしたその他の社会貢献				
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 経費の抑制				
	2 効率化・効果的な評価の実施及び活用				
	3 資源の効率的利用及び充実・高度化				
	4 管理業務の効率化				
	5 産学官連携・協力の促進・強化				
第3 財務内容の改善に関する事項	1 試験・研究及び林木育種事業			経費の節減	
	2 水源林造成事業等			受託収入等の増加	
第4 短期借入金の限度額	1 試験・研究及び林木育種事業			資金配分	
	2 水源林造成事業等			(1)長期借入金等の着実な償還 (2)業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守	
第5 重要な財産の譲渡に関する計画					
第6 剰余金の使途	1 研究・育種勘定				
	2 水源林勘定				
	3 特定地域整備等勘定				
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画				
	2 人事に関する計画				
	3 環境対策・安全管理の推進				
	4 情報の公開と保護				



平成24年3月12日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所

監事 滑志田 隆

監事 西田 篤實



監事監査報告書 I

監事監査規程第7条第1項及び監事監査実施要領第7に基づき、下記のとおり平成22事業年度決算及び平成22、23年度の業務に関して監事監査の結果をまとめたので報告する。

記

- 1 被監査部門名 研究・育種部門
- 2 対象課題及び参集範囲

1) 中期目標「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」に係る重点研究課題「A. 地域に対応した多様な森林管理技術の開発」、「B. 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発」について

重点課題の研究課題群責任者、以下のプロジェクト課題、研究項目の責任者及び実行課題担当者

- A112 多様な森林施業の確立に向けた樹木の成長管理手法の開発（一般研究費）
 - A211 多様な森林機能の評価・配置手法の開発（一般研究費）
 - B11S01 伐出見積もりシステムを活用した施業集約化手法の開発（交付金プロ）
 - B2P01 国産材安定供給体制構築のための森林資源供給予測システム及び生産シナリオ評価手法（交付金プロ）
- 2) 森林総合研究所の内部統制について
内部統制に係わる業務の責任者
 - 3) 森林総合研究所の行う契約事務について
入札・契約に係わる業務の責任者
 - 4) 広報及び情報セキュリティについて
広報及び情報セキュリティに係わる業務の責任者
 - 5) 森林総合研究所の施設の安全管理及び労働安全・衛生について
施設の安全管理及び労働安全・衛生に係わる業務の責任者
 - 6) 森林総合研究所北海道支所、多摩森林科学園、林木育種センター、林木育種センター北海道育種場、森林バイオ研究センターの責任者



3 監査の事項

- 中期計画における目的
- 各課題における研究の目的、達成成果とアウトカム
- 実行課題、研究項目（プロジェクト課題）、研究課題群の各段階における連携、調整
- 研究資源の投入状況、上位段階へのアウトカムの収斂
- 各課題責任者の研究管理
- 内部統制の状況
- 工事、物品・役務の入札・契約の実施状況
- 情報の公開状況及び情報セキュリティの管理状況
- 施設の安全管理及び労働安全・衛生の管理状況
- 保有資産（実験林）の利活用の状況
- 林木育種センター、北海道育種場における育種事業の状況

4 監査の種類

書面監査及び実地監査による定期監査

5 監査日程

平成23年9月～平成23年12月
(別紙 監査日程表参照)

6 監査実施結果等

本監査は森林総合研究所第3期中期計画の初年度の時期において、今期計画の中の重点課題の一つである「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」の中の2課題（A. 地域に対応した多様な森林管理技術の開発、B. 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発）について、それぞれの課題の目標達成に向けた推進体制や推進状況が適切に実施されているかどうかを監査することとした。

また、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において「Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置」として策定された1) 随意契約の見直し、2) 保有資産（実験林）の利活用、3) 内部統制（コンプライアンス委員会）の状況、4) 情報の公開状況、5) 情報セキュリティに関し、森林総合研究所における実施状況のその後を22年度に続き監査することとした。また、東日本大震災に関連して、施設の管理、労働安全・衛生の観点から問題がなかったかについても監査を実施した。

監査は上記監査事項について、研究課題については重点課題を構成する研究課題群と各課題を構成する実施課題を選定して、それらの課題責任者、担当者に対して聞き取り及び書面により実施した。

また、1) 契約事務、2) 保有資産（実験林）の利活用、3) 内部統制（コンプライ

アンス委員会)の状況、4)情報の公開、情報セキュリティ状況については、事務の責任者に対して、聞き取り、書面及び実地調査により実施した。

実施結果の概要は以下のとおりである。

監査対象とした2課題は、中期計画の課題構成の枠組みから、「森林・林業再生プラン」の始めに位置づけられる課題であり、研究予算は交付金一般研究費、交付金プロジェクト、技術会議実用技術開発費、科研費等、多岐にわたっている。その事業の性格は低コスト林業を進めるための路網整備、素材生産に関する機械化技術、森林資源情報の収集から森林資源配置等と様々である。その成果として、林業労働力の効率的配置を考えた労働生産性の向上や再造林コストを減らすポット苗の導入への貢献など「森林・林業再生プラン」の中核を担う課題が配置されていると認められる。また、森林・林業技術者育成研修への講師派遣の形でも貢献している。

それぞれの研究課題と実行課題は、いずれも行政や他機関との連携も含め、適切な研究目標、推進体制の下で順調に推進されているが、派遣要請がさらに増えるような場合には、負担感が生じないように、他機関との一層適切な分担・連携に努める必要がある。

契約事務に関しては、国の独立行政法人整理合理化計画において随意契約の見直しが求められており、その状況を監査した結果、随意契約は前年度に引き続き件数・金額ともに改善が認められる。参加要件の検討、入札公告の周知方法・期間の改善等により一者入札も減少しており、今後とも、競争性の確保に引き続き努力を図られたい。

なお、研究業務の特殊性に起因する物件の発注、契約において応札できる業者が限定される場合には、仕様書の汎用化、入札審査委員会、契約監視委員会などによる審査及び審議結果を踏まえ、透明性ととともに、一定の競争性が確保できるよう工夫をされたい。

保有資産(実験林)の利活用については、全般的には適切な利活用がなされているが、活用計画、使用実績の作成・整備や周辺住民との関係に配慮した現地表示に努力するとともに、中期計画で見直しの検討対象とした実験林については、引き続き確に見直しの検討を進められたい。

内部統制の状況については、コンプライアンス推進規程を策定し、理事長の下コンプライアンス推進委員会を設置し、問題となる事例を挙げた事例集を作成して役員に対して研修を実施している。また、毎年内部から意見を求めて課題を選択し改善点を出している等、十分な対応が行われている。内部統制を一層推進する観点から、引き続き行動規範の周知徹底等の努力を続けられたい。

情報の公開状況については、必要な情報は各種データベースを含めホームページ等で広範囲に公開されておりその努力は認められる。外部からの問い合わせにもアクセスし易くするような工夫や、時節にあった研究成果を素早くPRする工夫が求

められる。今年度からホームページの統一・刷新を図っているが、引き続き林木育種センター等のホームページの統一性の確保に努められたい。

情報セキュリティについては、平成 23 年度に「情報の格付け及び取り扱い制限に関する実施規準」を策定し、管理体制の構築、「情報の格付けマニュアル」の作成、自己点検、研修の実施を順次行っている。本年度はさらに、研究領域、総務、企画の 8 部門において情報セキュリティに関する監査を行い、実施状況の確認・評価を行い改善に努めている。中期計画期間中に全部門の監査を進める計画になっており、引き続き、外部からの侵入、内部へのウイルス等の持ち込みが無いよう防御の確保を図るとともに、機密性の保持、情報の安全性・信頼性の確保に努めていただきたい。また、ソフトウェアの使用状況を調査し、ライセンス管理の徹底や不要なダウンロードソフトウェアの削除等を進めたが、今後とも努力されたい。

森林総合研究所における安全管理については、施設の安全管理状況、危険物の管理状況（有害、可燃性、放射性、高圧ガス等）とも、各法律規定を遵守してほぼ適切に管理されている。今後とも毎年点検を行い、不十分な点があれば最重要改善点として管理を優先されたい。

労働安全・衛生管理の実施状況については、安全講習会、自己点検、所内情報システムを使用した労働災害情報の周知等、無事故達成に努めている。今後ともハチ対策、交通事故、作業安全確認不足による事故等が起こらないよう引き続き努力されたい。

育種事業については、精英樹選抜事業の次期フェーズとなる 2 世代精英樹選抜を鋭意進めており、この成果は、造林コストの大幅な低減を期待でき、「森林・林業再生プラン」にとってもキーとなる事業であることから、着実に実施されたい。

7 監事所見

小職 2 名は平成 23 年 4 月 1 日付で森林総合研究所監事を拝命し、平成 22 年度、一部 23 年度の研究・開発部門の業務について共同で監査を行った。当研究所は我が国最大の森林・林業・木材産業に係わる研究機関であり、国際・国内的な諸課題に積極的に対応し、独立行政法人として国民の負託に十分に答える責務を負っている。監事所見を述べるにあたり、地球規模の環境問題において特に重要な研究課題である温室効果ガス排出抑制や生物多様性保全に向けて、研究機関としてどのように対応したのかについて焦点を当てる。一方、国内的には森林の公益的機能の拡大に向けてどのような開発成果を挙げたのかについて調査した。また平成 21 年 12 月に公表された「森林・林業再生プラン」が求める路網整備、集約化、人材育成などの重要課題にどのように寄与しようとしているのかについて、書面、聞き取り、実地監査に基づく所見を以下に述べる。併せて、独立行政法人の喫緊の課題とされる契約の適正化に向けた取り組みについて、契約監視委員会等を通じて確認した成果、及び保有資産の状況について報告する。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と東電原発事故に伴う、放射性物質拡散に関する研究成果について特記す

ることとする。

1) 研究成果について

以下に掲げる研究課題は、国民から大きな期待が寄せられている分野であり、研究成果をわかりやすく伝えることに一層の努力をされたい。

(1) 地球温暖化防止

東アジア地域の森林生態系におけるフラックス観測態勢の確立とその技術的方法論をマニュアル化した。また、我が国の森林土壌における温室効果ガスの変動予測モデルを開発し、その有効性を実証した。

REDD 研究開発センターとして REDD プラスを推進するため、技術解説書としての「森林炭素モニタリングのための手法」を取りまとめた。

(2) 生物多様性の保全等

シカの捕獲を促進してシカ害を軽減することを目的に、捕獲から解体に至るまでの衛生的な処理技術を開発し、技術指針を作成した。

小笠原の外来樹種モクマオウ制御のため、固有生物に影響の少ない駆除方法と植生回復の管理手法を作成した。

形態で同定困難な東南アジア産の主要木材腐朽菌 98 種について DNA バーコードによる分類法を開発した。

(3) 水源の涵養、国土の保全等

水質保全について窒素飽和流域からの窒素流出機構を解明して流出抑制のための森林管理の有効性を示した。

森林の山地災害防止機能強化のため、根系の斜面補強機能の定量的評価のための試験機を試作し、崩壊危険箇所の予測精度向上のための斜面変形を抽出する技術を開発した。

(4) 森林・林業の再生に向けて

スギ再造林の低コスト化を目的として、鹿児島県のスギ人工林皆伐作業地において、車両系伐出機械を用いた伐出・地拵え・コンテナ苗運搬を連続して行う一貫作業システムの工程を調べ、機械による地拵え、コンテナ苗の導入により植栽の人工数を減らせることを明らかにした。

施業集約化の実現に資するため、伐出見積もりシステムのプロトタイプを開発して現地適用試験を通じて実用性が高いことを実証した。

森林簿データを補完するためのデジタル空中写真から、高精度で林分の本数密度を推定する方法とスギ人工林の地位指数・樹高成長モデルの開発を行った。

林業経営モデルの評価に利用するため、素材生産の計画と生産方法を組み合わせた 15 通りの林業シナリオを設定し、適用可能性評価を行うベースの作成を行った。

間伐材の地中利用の拡大のため、木杭の液状化・地盤流動化防止効果等を検証し、実務用の技術指針をまとめた。

高温乾燥による内部割れと柱材の強度との関係を明らかにするとともに、割れ低減の処理時間や、過熱蒸気による水分付加の効果を明らかにし、生産・利用マニュアルを作成した。

林地残材の効率的収集・運搬のため、チップパー機能付きプロセッサとバイオマス対応型フォワーダ、及び各々の機械を使った収集・運搬システムを開発した。

スギ材からの低コストバイオエタノール製造法として、アルカリ蒸解・酸素漂白前処理と酵素オンサイト生産技術を開発した。副産物であるリグニンをコンクリート用化学混和剤として利用することで更なるコスト低減が見込まれる。

トドマツの精油抽出水が環境汚染物質除去剤として効果があることを明らかにし、商品化に結びつけた。

クロマツのマツノサイセンチュウ抵抗性品種の抵抗性機構を明らかにした。テリハボクの品種開発に向け、台湾林業試験場と MOU を締結し、材料の収集と耐塩性の検定を実施した。

森林遺伝資源の活用のため、核 SSR マーカーに基づくアカマツの遺伝変異の検出、日本産樹木の DNA バーコードデータベースの構築、スギ天然林と精英樹の遺伝構造の違いの解明を進めている。

津波による海岸防災林の被害実態に基づく数値シミュレーションにより津波被害軽減効果を定量的に示し、林野庁が策定した海岸防災林の再生方針に活用された。

2) 業務の効率化と経費削減について

第 2 期中期計画期間（平成 18 年度～平成 22 年度）、各年度において前年度の一般管理費 3% 及び業務経費 1% の合計に相当する額を抑制し、さらに管理部門等の統合メリットの発現により、平成 18 年度一般管理費比 10% 相当額を上回る 1 億 8397 万円を含め、運営費交付金全体で 4 億 5893 万円の削減を達成した。人件費についても 5 年間で、基準年度（平成 17 年度）に対し 5.8% の削減率となり、目標の 5% 以上を達成したことは評価できる。

平成 22 年度の経費抑制策としては、予算執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等を行った。具体的な削減例としては、本所（つくば）の契約電力を 3,200KW から 3,135KW への引き下げ、軽自動車 1 台の利用減、育種部門との共同調達を更に推進し、北海道地区のトラクター用軽油、コピー用紙、暖房用燃料の共同調達、東北地区の健康診断、本所・育種センターのコピー用紙の共同調達等を実施——などが報告されている。これらにより、平成 22 年度の業務経費は前年度比で 5.5% 減、一般管理費は前年度比で 4.8% 減となった。

業務の効率化と経費節減への努力をさらに続けられたい。

3) 入札・契約事務の適正化について

(1) 「随意契約の見直し計画」の実施状況

総務省行政管理局からの事務連絡「独立行政法人における契約の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日）に基づき、小職及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」による審査及びその結果を踏まえ、平成 22 年 5 月、「随意契約等見直し計画」及び「一者応札・一者応募に係る改善方策について」を策定、実施している。

研究・育種及び森林農地整備センターの契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は、平成20年度16.8%、平成21年度13.9%、平成22年度10.9%に減少し、目標値12.9%は既に達成している。一者応札・応募についても、平成20年度37.9%、平成21年度36.6%、平成22年度35.3%と年々減少してきている。

(2) 研究委託事業について

随意契約等見直し計画において、国の公募型委託試験研究プロジェクト（国等の企画競争や競争的資金の公募に際し、共同研究グループの中核機関として応募し、採択後、国等の承認を得て、当該研究グループに所属する機関に対して再委託したもの）等の取り扱いについては、政府全体の研究開発法人のあり方を踏まえて検討することとされている。平成22年度契約のうち、国からの委託研究による再委託契約104件は競争性のない随意契約件数から除外されている。これ以外の当所からの試験研究委託事業4件については、競争性のない随意契約となるが、研究の推進に必要な研究実績を有する研究者が属する組織との契約であり、やむを得ないものと判断する。

4) 保有資産の管理について

実物資産については、資産の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡といった観点に沿って、その保有の必要性の検証や施設整備及び土地の利用計画について施設整備・運営委員会で、また、資産利用状況等調査を勘案した減損兆候の有無の判断を減損審査委員会等でそれぞれ行っている。また、民間等からの借上物件については、大半が試験及び研究の目的の達成のための試験研究調査用フィールド等として使用しているものであるが、契約時にその必要性等を適切に判断し、借上を行っている。

委員会等における上記検討結果を踏まえ、以下の4資産を除却処分とした。

- ① 本所木材特殊附属上家（使用をしないことを決定したため、取り壊し）
- ② 九州支所タワー（使用をしないことを決定したため、撤去）
- ③ 東北育種場人工交雑温室（使用をしないことを決定したため、取り壊し）
- ④ 関西育種場雑屋建（スギカミキリ網室）（使用をしないことを決定したため、取り壊し）

平成22年度にはこれら4資産の減損処理を行ったものの「中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことによって生じたもの」には該当せず、減損の要因がいずれも法人の業務運営に支障を及ぼすものではないことから、会計処理は費用を計上せず損益外処理とした。

土地については処分すべき箇所はなかったが、今後も保有資産について点検を行うこととしており、効率的な運用と不断の見直しに努められたい。

5) 放射性物質による森林への影響等に関する研究

平成23年3月11日の東日本大震災の大津波による東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染事故に関して、交付金プロジェクトによる予算措置を行うなどしてシイタケ原木、森林、木材等における汚染実態の解明や除染に関する情報収

集等の調査、研究を行うなど速やかに国の放射性物質対策等に向けた対応を進めている。国を挙げての復旧・復興対策に資するべく、引き続き成果を挙げるべく努力されたい。

(1) シイタケ原木に関する研究

原木の放射性セシウム濃度は、文科省のマップの空間線量率とほぼ正の相関を示し、またシイタケ原木栽培での移行係数を明らかにした。その結果を受けて、国ではきのこ原木及び菌床培地の当面の安全上限の指標値を設定した。また、ヒラタケへのセシウムの取り込みの低減には医薬品として承認されているプルシアンブルーの培地添加が有効であることを発見、報告した。

(2) 森林の汚染に関する研究

関東森林管理局の協力を得て、東京電力福島第一原子力発電所から距離別に3箇所での森林で、土壌や落葉層、樹木の葉や幹などの部位別に放射性セシウム濃度とその蓄積量を調べ、公表した。スギ林では葉に多くの放射性セシウムが分布していたのに対し、落葉広葉樹林では落葉層に放射性セシウムが蓄積していること、また、汚染状況が異なる3箇所の地域間で比較すると、樹木の葉や幹などの各部位の放射性セシウム濃度はその地域の空間線量率と概ね比例関係にあることを明らかにした。

また、動物等についての調査では、無脊椎動物のミミズの放射性セシウム濃度は土壌や落葉とほぼ同じで、放射性セシウム濃度値で空間線量率とほぼ正の相関を示すことを明らかにした。

(3) 除染に関して

福島県林業研究センターの協力を得て、20m×20m四方の下草と落葉を除去する実証的な試験を試みた。落葉層の除去により、調査区中心における高さ1mの空間線量率は、スギ林では除去前の約7割に、落葉広葉樹林では除去前の約6割に低減した。この成果は、森林における除染ガイドライン作成の基礎資料として公表されている。

(4) 放射性物質(セシウム)の再拡散に関して

スギの雄花を調査したところ、警戒区域内の雄花における放射性セシウム濃度は最大値で約25万Bq/kgであることを明らかにした。しかし、これらが拡散しても人体への影響は極めて小さいものと考えられている。また、渓流水による森林からの放射性物質の流出について調査を進めている。

6) ミッション達成に向けて

第3期中期計画における4つの重点的な研究分野、すなわち(1)森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発、(2)林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発、(3)地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究、及び(4)林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用——を基本骨格として、研究開発型独立行政法人としての使命の達成に向けて引き続き努力されたい。

平成 23 年度 監事監査計画書

<p>1 監査の対象</p>	<p>1-1 中期目標の「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」に係る重点研究課題「A. 地域に対応した多様な森林管理技術の開発」「B. 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発」の研究課題群、研究項目（プロジェクト課題）、実行課題の各責任者及び研究担当者</p> <p>1-2 森林総合研究所の行う契約事務、広報、内部統制及び情報セキュリティに係わる業務の責任者</p> <p>1-3 森林総合研究所の施設の安全管理及び労働安全・衛生に係わる業務の責任者</p>
<p>2 監査の区分</p>	<p>業務監査</p>
<p>3 監査の事項</p>	<p>3-1-1 各重点課題における研究、目的、達成成果とアウトカム</p> <p>3-1-2 実行課題、研究項目（プロジェクト課題）研究課題群における連携、調整</p> <p>3-1-3 研究資源の投入状況</p> <p>3-1-4 上位段階課題へのアウトカムの収斂</p> <p>3-1-5 各課題責任者の研究管理</p> <p>3-2-1 森林総合研究所における物品・役務の入札・契約の適正な実施のための体制の整備状況</p> <p>3-2-2 物品・役務の入札・契約の実施状況</p> <p>3-2-3 森林総合研究所における研究の取り組みと成果の広報の実施状況</p> <p>3-2-4 森林総合研究所における内部統制の状況及び情報セキュリティに関し、情報の安全性・信頼性の確保、機密性の保持、外部侵入に対する防御の状況</p>

	3-3-1 森林総合研究所における施設の安全管理状況 3-3-2 森林総合研究所における労働安全・衛生管理の実施状況 3-3-3 有害物質、可燃性物質、放射性物質、高圧ガス等の危険物の管理状況
4 監査対象期間	平成 22 年度及び 23 年度
5 監査日程	平成 23 年 7 月～24 年 2 月
6 監査の方法	書面監査及び実地監査
7 その他	

平成 23 年度監査計画に基づく実施日程及び課題

実施日	監査計画における課題番号 及び課題	責任・担当者
9月27日(火) 28日(水) 29日(木)	北海道支所・北海道育種場： 3-1-1～5 達成成果とアウトカム等	支所長 育種場長
10月14日(金)	B11S01 小プロ課題： 伐出見積もりシステムを活用した施業集約化手法 の開発 (交付金プロ) 2,360千円	担当 COD 課題責任者 (鹿又秀聡)
	B2P01 プロ課題： 国産材安定供給体制構築のための森林資源供給予 測システム及び生産シナリオ評価手法 (交付金プロ) 13,563千円	担当 COD 課題責任者 (駒木貴彰)
10月21日(金)	3-3-1 森林総合研究所における施設の安全管理状況 3-3-2 森林総合研究所における労働安全・衛生管理 の実施状況 3-3-3 有害物質、可燃性物質、放射性物質、高圧ガ ス等の危険物の管理状況	総務部長 職員課長 管財課長
11月4日(金)	3-2-4 森林総合研究所における内部統制の状況	総務部長
11月18日(金)	3-2-3 森林総合研究所における研究の取り組みと成 果の広報の実施状況 3-2-4 森林総合研究所における情報セキュリティに 関し、情報の安全性・信頼性の確保、機密性の保持、 外部侵入に対する防御の状況	企画部長 研究情報科長
12月2日(金)	3-2-1 森林総合研究所における物品・役務の入札・ 契約の適正な実施のための体制の整備状況 3-2-2 物品・役務の入札・契約の実施状況、特に、 研究業務に係わる入札・契約の特殊性の改善につい て	総務部長 用度課長 経理課長
12月9日(金)	A112 実行課題： 多様な森林施業の確立に向けた樹木の成長管理手 法の開発 (一般研究費) 2,034千円	担当 COD 課題責任者 (梶本卓也)
	A211 実行課題： 多様な森林機能の評価・配置手法の開発 (一般研究費) 3,821千円	担当 COD 課題責任者 (鷹尾 元)



平成24年3月12日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所
監事 滑志田 隆



監事監査報告書Ⅱ

森林農地整備センターの平成22事業年度決算及び平成22、23年度の業務に関して監事監査の結果をまとめたので報告する。

概要

1 被監査部門名

公共事業部門（森林農地整備センター）の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業に関する関係部署

2 対象課題及び参集範囲

- 1) 決算及び中期目標＝執行担当責任者（各理事、各部長）
- 2) 内部統制＝内部統制・コンプライアンスに係わる業務の責任者
- 3) 契約事務＝入札・契約に係わる業務の責任者
- 4) 広報及び情報セキュリティ＝担当部長等業務の責任者
- 5) 安全管理及び労働安全・衛生＝担当部長等業務の責任者
- 6) 実地監査＝整備局長、水源林整備事務所長、建設事業所長

3 監査の事項

- 1) 関係法令、規程等の実施状況に関する事
- 2) 中期計画及び年度計画の取組み状況に関する事
- 3) 組織、人事管理等の状況に関する事
- 4) 予算、事業計画等の執行状況に関する事
- 5) 固定資産、流動資産、その他の資産等の管理に関する事
- 6) 財務諸表、決算報告書等に関する事
- 7) 契約の締結及び執行に関する事
- 8) コンプライアンスの取組み状況に関する事
- 9) 内部統制の状況及び情報管理に関する事
- 10) 労働安全・衛生に関する事
- 11) 業務の広報に関する事

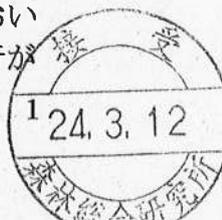
4 監査の区分

業務監査及び会計監査。平成23年6月から24年1月にかけて定期監査によって実施し、臨時監査は行わなかった。

5 監査実施結果等

5-1 全体の状況

森林総合研究所第2期中期計画の完了と第3期中期計画の初年度の時期において、重点課題目標が適切に実施され、国民のニーズを反映した公共事業の執行が



できているかどうかについて書面、聴取、実地の監査を実施した。また、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において「Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置」として策定された1) 随意契約の見直し、2) 保有資産の見直し、3) 給与水準の適正化等、4) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備、加えて情報公開等の実施状況及び東日本大震災に関連して所要の対応がなされたかどうかについて、それぞれ監査した。

- ・契約事務に関しては、随意契約・一者応札ともに前年度に引き続き件数・金額ともに改善が認められる。今後とも、競争性の確保に引き続き努力を図られたい。
- ・保有資産については、全般的には適切な利活用がなされているが、今後の活用の見込みの少ない宿舍、倉庫等については、国への返還等の適切な対応を検討されたい。

- ・給与水準の適正化については、これまでの計画的な取組みにより国家公務員と同程度まで引き下げられている。今後も国家公務員との均衡を考慮して給与水準を決定されたい。

- ・内部統制については、コンプライアンス推進委員会を設置して研修等を実施しているが、引き続き行動規範の周知徹底等の努力を続けられたい。

- ・利用ソフトウェアの管理体制等を構築し、適切な管理に努められたい。

- ・広報活動については、ホームページ等を活用し、森林農地整備センターが保有する情報に対する国民のアクセス確保のための改善を検討されたい。一方、情報の機密性保持になお一層努められたい。

5-2 事業別の状況

独立行政法人としての使命の達成状況については、事業施行の責任者及び担当者に対する聞き取り及び書面により監査を実施し、適切な対応がなされていることを確認した。事業分野別の計画的執行の状況についての監査結果は次のとおりである。

- ・水源林造成事業に関しては、無立木地等水源涵養機能が低下した森林を計画的に整備し、機能の回復を早期に図り、より高度に発揮させることを目的として計画面積51万haに対し計46万haの造成を行っており、平成22事業年度（以下「本事業年度」という。）においては1,700haを新たに植栽した。また既契約分に係る長伐期化等の見直しを着実に進めているが、引き続き努力されたい。

- ・林道の保全管理業務（既設道移管円滑化事業）に関しては、地方公共団体への移管を円滑に推進するため、関係地方公共団体と連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施している。本事業年度においては、当該18区間のうち7区間(15km)で移管が完了しているが、引き続き事業を着実に進め、円滑な移管に努められたい。

- ・特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に関しては、本事業年度に3区域(南丹、黒潮フルーツライン、下閉伊北)が完了した。また、平成23事業年度においても、3区域で、計画的に事業が執行されていた。今後も各区域の完了事業年度に向けて引き続き努力されたい。

なお、詳しい監査結果、状況分析と課題整理については、以下の詳説において指摘することとする。

詳 説

はじめに＜監査対象及び方法について＞

小職は、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の業務のうち、森林農地整備センター（以下「センター」という。）の業務を対象として監査を実施した。監査は、年度当初に定めた監事監査計画（平成 23 年 4 月 15 日）に従い、センター本部の各部から業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分するとともに、地方に設置されている監査対象事務所（別紙参照）に赴き、業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分し、併せて水源林造成事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業を現地において監査した。これと並行し、研究所理事会、センター幹部会、同整備局長会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人、「入札監視委員会」及びセンターコンプライアンス室との連携を図った。特に、会計監査人からは、監査の基本方針や手続等の説明を受けるとともに、定期的に往査結果の報告を受けた。また、政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 21 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成 22 年 12 月 22 日）及び会計検査院の「平成 21 年度決算検査報告」（平成 22 年 11 月 5 日）並びに総務省による「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月）のそれぞれの関係部分を参考にした。監査の日程実績は別紙のとおり。

1. 決算監査

本事業年度の研究所の決算に関しては、小職としては水源林勘定及び特定地域整備等勘定を中心に監査を行った。なお、本事業年度決算からは、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改定について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会、財政制度分科会、法制・公会計部会 平成 22 年 10 月 25 日）及び（「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A（総務省行政管理局、日本公認会計士協会 平成 22 年 11 月最終改訂版））に基づき、(1) 不要資産の国庫納付等に関する会計処理 (2) 資産除去債務に係る特定の除去費用等の費用計上時における会計処理等に関する事項が変更されていることを確認した。

決算監査に当たっては、予算流用、不用額、繰越額、未収入金、人件費、一般管理費、長期借入金、森林総合研究所債券、目的積立金、固定資産の減損及び職員用保有宿舍の状況等の確認及び検分並びに合計残高試算表及び期末の現金・預金及び保有債券（有価証券）に係る残高証明の検分を実施し、併せて会計監査人の監査報告、実施状況等に関し情報交換を行った。この結果、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書をいう。）は適正であるものと認められた。

また、研究・育種勘定を含めた研究所全体の財務諸表に関しても他の監事とともに合同で監査を行い、研究所の財務諸表及び決算報告書はいずれも適正であった旨、監事意見書（平成 23 年 6 月 14 日）を貴職に提出しているところである。

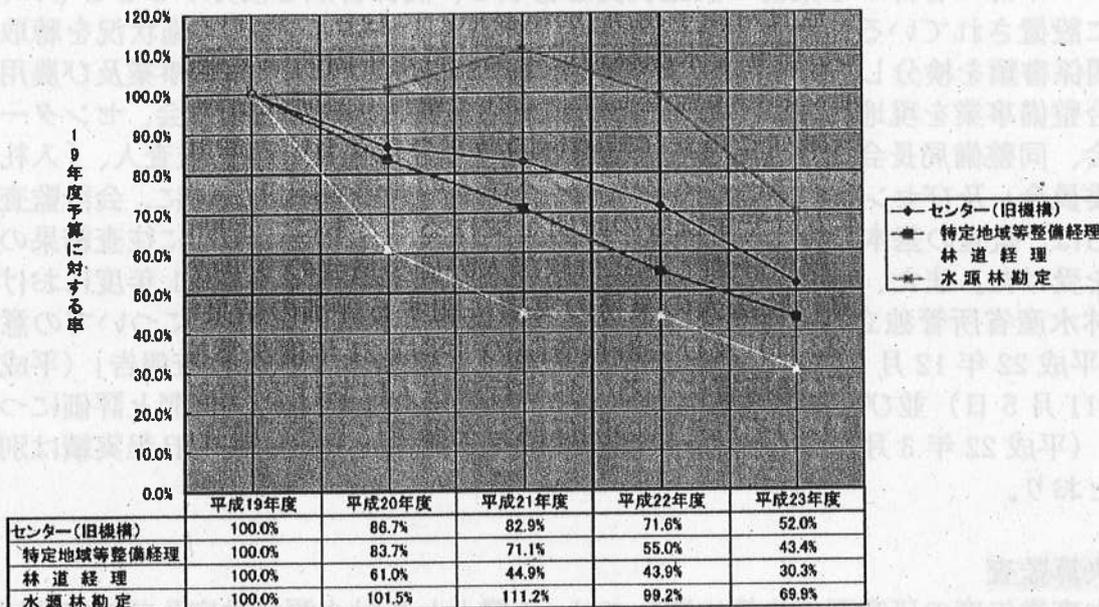
2. 予算の適正な執行

2-1 予算の状況

本事業年度の全体実行予算は 762 億 74 万円（当初 628 億 67 万円、補正等 133

億 9,400 万円) で、前年度比 86.9%であった。水源林勘定(水源林造成事業: 予算額 448 億 4,200 万円) については、本事業年度に、間伐、路網整備等として補正予算が措置されたことにより、収穫分収金収入、販売費等回収金収入が増額した。特定地域整備等勘定の特定地域等整備経理(特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業: 計同 220 億 4,400 万円) 及び林道経理(同 93 億 1,500 万円) については、区域・区間完了(移管)に伴い予算が減少している。

過去5年間における総支出予算の推移



2-2 中期目標達成への努力

中期計画においては、中期期間の最終年度(平成22年度)に緑資源機構の平成19年度経費と比較して、①一般管理費については35%、②人件費(退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については40%、③事業費については36%削減するとしていた。その達成状況は次のとおりである。

①一般管理費=本部事務所面積の縮減や農用地部門の出先事務所の一部解約による事務所借料の削減、電気料の削減、リサイクルの活用、複写機の契約の見直しによる賃借料の削減等を図った結果、46.2%の削減を達成した。

②人件費=農用地整備関連事業の順次完了に伴う職員数の削減に取り組む必要があることから、退職者の不補充に加え職員の他法人への移籍等を進めるとともに、旧機構から承継した職員の給与水準について計画的に見直しを行うこととして、引下げを図ったこと等により40.1%の削減を達成した。

③事業費=「森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づく総合コスト削減に努め、効率的に事業を実施した結果、災害防止対策や経済対策として補正予算等の事業を実施したにもかかわらず、総事業費は32.6%の削減となった。なお、当該補正予算に係る額及び繰越額を除いて算出した事業費は、38.6%の削減率となった。

事業費については、目標達成に至っていないが、補正予算等の事業を実施したものであることを勘案する必要があり、これを除いた場合の削減率は、目標を達成しており評価できる。今後とも中期計画に即した経費抑制に努める必要がある。

2-3 予算流用等手続の厳正保持

本事業年度の人件費は予算額 47 億 7,300 万円に対し、決算額 47 億 5,050 万円

(対予算額比 99.5%)、不用額 1 億 8,395 万円であった。また一般管理費の予算額 7 億 9,620 万円に対し、決算額 5 億 8,842 万円 (対予算額比 73.9%)、不用額 1 億 3,459 万円であった。一般管理費等の経費削減を図り、水源林整備事業費等に流用されることにより、事業の進捗が図られたことを確認した。

3. 契約の適正化に向けた取組み

3-1 随意契約の見直し

平成 22 年度の全ての契約は 139 件 (少額随意契約を除く。)、このうち競争性のある契約 116 件 (全体 83%)、競争性のない随意契約 23 件 (全体 17%) だった。随意契約の実績は、建物賃貸借契約や原状回復工事等に限定されており、着実に見直しが実施されているものと判断した。また、「契約監視委員会」においても、競争性のない随意契約、特に随意契約が継続しているものについては、契約事由等の妥当性等を踏まえた点検・見直しのフォローアップが行われた。

3-2 一者応札の解消に向けた取組み等

契約監視委員会において、競争性の確保、仕様書、参加要件の変更に対する対処及び改善策の取組み等について審査が行われるとともに、センター入札監視委員会において「一者応札の分析」の提案等を受けた。両委員会の意見を踏まえ、入札辞退者等からのアンケートを含め要因分析を行い、「業務実績・地域要件」の緩和に加え、平成 22 年度から新たに R S S (Rich Site Summary) システムを導入し周知方法の拡大を図るなどしたところ、一者応札について前年度 14 件から当年度では 5 件に減少した。

今後も一者応札については、仕様書の見直し、十分な公告期間の確保、不参加の業者へのアンケート調査、契約条件等の見直しを行い、減少に向け引き続き努力されたい。なお、平成 22 年度の契約監視委員会は、東日本大震災の影響等により 4 月 6 日に開催したが、今後は当該年度中の開催を励行されたい。

4. 保有資産の処分等

「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)等を踏まえ、センターが保有する事務所 1 棟 (奈良市)、宿舍 16 棟 (世田谷区ほか) 及び倉庫 1 棟 (福島市) について、処分等や有効活用の状況を監査した。

平成 22 事業年度においては、事業の縮小に伴い使用していない職員宿舍 1 棟 (杉並区) の譲渡収入 4,300 万円と、平成 18 年度及び平成 19 年度に老朽化に伴い使用予定のない施設として売却処分した職員宿舍他 5 物件 (船橋市ほか) の譲渡収入 4 億 4,341 万 3 千円を、平成 23 年 3 月に国庫納付した。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により、保有する施設等についてはその必要性を厳しく検証し、不要と認められるものには原則として現物により速やかに納付することとされたところである。今後も保有資産の見直しに係る体制として設置した「保有資産検討プロジェクト」において、各種資産の有効活用や費用対効果など検証を行い、閣議決定の趣旨に準拠した適切な取組みを進められたい。

5. 給与水準の適正化

独立行政法人の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画 (平成 19 年 12 月 24 日閣議決定) 及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、適切な対応が求められていることから、役職員給与の給与水準が適切なものかどうか前年度に引き続き検証し、十分国民の理解が得られるかなどの観点から監査したところ、機構時の給与を平成 20 事業年度から計画的及び段階的に引き下げる経過措置(本事業年度終了)を行うなどの見直しに取り組むとともに、人事院勧告に準拠した給与等の改正を実施しており、適正に処理されているものと認められる。その結果、職員の給与水準を示すラスパイレス指数は、平成 19 年度の機構においては 114.1、研究所に承継された平成 20 事業年度には研究所全体として 104.3 であったが、段階的に引き下げられ、平成 22 年度には 100.1 となり、経過措置期間が終了し国家公務員と同程度まで引き下げが図られた平成 23 年度には 100.0 を下回る見込みである。

6. 事務所の移転等

「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日政委第 30 号)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、センター本部及び関東整備局の事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、本所(つくば市)との統合を含めて移転・共用化を検討し実施する旨の見直しを求められたことについて、その対応を監査した。事務所賃借料等は可能な限り縮減するとともに、早期に経費の節減効果を発揮させる必要があるとの観点から、本所との統合を含め移転先の検討をした結果、センター本部と関東整備局の移転・共有化を図ることとし、平成 23 年 5 月に移転先を決定し、同年 10 月に移転を行った。この検討過程については外部の専門的な知見を活用するなど、適切に行われていることを確認した。

7. 内部統制の充実強化

7-1 コンプライアンスの取組み

外部有識者を含む「センターコンプライアンス推進委員会」に実績を報告し、次年度の取組み方針が審議・決定されている。平成 22 年度においては「緑の行動規範」や「コンプライアンス・ハンドブック」の見直しが行われ、理解・実践に向けて全職員への周知徹底、重点課題として「地域貢献」、「明るく風通しの良い職場づくり」の取組みが決定された。平成 23 年度は、担当者のスキルアップ研修会や活動状況モニタリング等を実施し、標語募集等を通じて啓発活動に努めている。

7-2 内部統制への取組み

平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップとして、①法人の長の重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底、②ミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応の取組みについて監査を行った。また、内部統制の充実・強化に向けた取組みについて、昨年に引き続き、業務承継円滑化・適正化担当理事(センター所長)及び森林業務担当理事の 2 名を対象として平成 23 年度ヒアリングを行った。さらに、森林総合研究所「業務運営システム運用規程」に基づき、リスク洗い出し作業の取組みが行われており、内部統制の充実に向け取り組んでいることを確認した。

ソフトウェアの管理体制が十分ではなかったことから、センターのパソコンにインストールされているソフトウェアの調査が行われたが、調査結果については正確であることを確認した。早急に管理体制を構築し、適切な管理に努められたい。

8. 人事管理・安全管理の推進

i) センターの組織について

特定中山間保全整備事業等に係る事業区域等が完了・縮小したことを踏まえ、本部組織を再編・統合するとともに、出先事務所を閉鎖・縮小させるなどの業務実施体制の整備を図っている。職員については、事業規模の縮小に対応した削減に取り組む中で、森林業務部門、農用地業務部門及び管理部門のセクションを越えた人事異動と配置が行われている。一方、平成19年度から職員の新規採用を行っていないことによる職員人事の停滞が懸念されるため、所要の改善策を講じる必要性が認められる。

ii) 現場業務の安全面について

蜂災害対策の器具配布など現場事務所に備付けの安全対策物品の点検が行われている。また、水源林造成事業の現場においては、造林者に対する安全管理に関する指導の徹底が求められる。特定中山間保全整備事業等の現場においては、工事請負業者の労災事故を教訓として労働災害防止策の見直しや安全パトロールの強化に努めているが、今後も安全施工に最大限配慮した工法選定や現場管理について検討・確認を励行されたい。

9. 広報と情報公開について

造林事業の普及・啓発を図るため、整備局及び水源林整備事務所における研究等の成果について、森林管理局等が主催する研究発表会に参加・発表するとともに、その内容を林業関係者のみならず、広く一般に広報するため、ホームページに掲載した。

また、「事業の概要」をセンターホームページに掲載するに当たり、これまでの文字を主体とした構成から、写真を多用した構成にリニューアルし、より見やすく、わかりやすい情報発信に努めるなどの取組みが行われている。広報と情報公開の充実に向けて一層努力されたい。

10. 事業の計画的執行について

10-1 水源林造成事業

水源林造成事業は、水源涵養上重要な奥地水源地域の民有林保安林のうち、無立木地など水源涵養機能が低下した森林を計画的に整備し、水源涵養機能の回復を早期に図り、より高度に発揮させることを目的として、計画面積51万haに対し平成21年度までに46万haの造成を行っている。

i) 公益的機能の高度発揮及び契約内容の見直し

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する内容に限定したものとすることとしている。また、既契約分については、長伐期化、複層林化等の施業方法の見直し等により、公益的機能の高度発揮を図る取組みが行われている。

現地監査において、各水源林整備事務所が行っている新規契約の内容等について点検したところ、契約内容及び施業方法の見直しが適切に進められており、①広葉樹等の現地植生を活かす、②長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する——との内容を反映した契約に限定されていることを確認した。

また、既契約分についても、長伐期化、複層林化等の施業方法の見直しを進めるため、本事業年度には750件、28,914haについて、契約相手方に理解を求めな

がら変更が行われていた。しかしながら、相続等相手方の事情により、契約変更手続きに時間を要しているものもある。この点について前年度に引き続き監査したところ、契約期間内に変更契約を締結できず協議中ものは平成22年10月現在131件であったが、平成23年3月末現在では75件となり、解決に向けて努力されていることが認められた。

なお、今後も既契約地において、順次に契約期間が満了することから、事前に契約変更の契約地の把握に努め、引き続き変更契約の締結に向け努力されたい。

ii) 事業の重点化の実施

新規契約に当たっては、2以上の都道府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など、特に水源涵養機能の強化を図る必要のある流域内の箇所限定して行っていることを確認した。具体的な手続きとしては、分収造林契約の要望者に対して、水源涵養機能の強化を図る必要性が高い流域内に限定している旨を説明し、自治体への聞き取り等を通じて要件に該当していることを確認した上で新規契約を締結していた。この結果、新規契約地はすべて水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内に限定されるようになっている。

iii) 利用間伐の推進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等により地球温暖化防止に資する観点から、作業道の整備により間伐木の搬出条件を向上させつつ、列状間伐の技術を導入しながら利用間伐を積極的に推進している。利用間伐については、中期目標期間全体で6,000haの計画に対し、7,292haを実施し、本事業年度においては2,733haが実施され、このうち354haで列状間伐が行われた。今後も、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意等列状間伐の実施に係る条件整備を推進する必要がある。

また、間伐の推進には作業道の整備が必要であり、その開設に当たっては、地形・地質・土質等の制約からやむを得ない場合は、丸太組工法により施工している。本事業年度に新設した作業道は272路線195kmであり、うち195路線58kmにおいて丸太組工法が施工され、これにより活用された木材の使用量は19千 m^3 だった。

間伐材の販売に関しては、本事業年度においては、立木販売64件、素材販売284件（山元販売99件、委託販売185件）の計348件であった。

また、今後の間伐等を適切に行うため、施業計画の一環として実施されている森林調査の本事業年度の実績は、331件、10,487haであった。

iv) 中期計画に基づく複層林誘導伐の実施

各整備局の主伐モデル林等において、水源涵養機能等の公益的機能の維持、複層林誘導伐後の効率的な管理の実施等の観点から、伐区の設定や効率的な収穫調査方法等に係る検討会を整備局ごとに適切に実施していた。また、複層林誘導伐としての主伐を各整備局1箇所で実施し、所要の成果を挙げているものと評価された。

v) 長伐期化に伴う変更契約の適切な実施

平成22年度の会計検査院の会計実地検査及び財務省理財局の実地監査において、長伐期化に伴う契約地の保全を適切に実施するため、所要の改善を図るよう指導されたことから、「契約管理マニュアル」等を整備し、適切な契約変更に努めている。

10-2 林道の保全管理業務（既設道移管円滑化事業）の実施

i) 地方公共団体への移管

緑資源機構廃止前に着手していた林道のうち、移管が終了していない箇所につ

いて、地方公共団体への移管を円滑に推進するため、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施している。旧緑資源幹線林道 46 区間 (112km) のうち平成 21 事業年度末現在で 28 区間 (63km) の移管を完了し、本事業年度当初に移管未了の林道は 18 区間 (49km) であった。これらの林道について、地方公共団体への移管を推進するため、本事業により必要な箇所には法面工事等の保全工事を着実に実施した結果、当該 18 区間のうち 7 区間 (15km) で移管が完了した。平成 23 年度については、残り 11 区間のうち 4 区間及び 3 区間の一部 (計 19km) を移管する予定で保全工事を実施中であり、全体として適正に執行されていると認められた。

また、保全工事に当たっては、木本類を主体とした法面緑化工及び小動物に配慮したスロープ付き側溝等環境に配慮した工事が行われていた。今後、残り 7 区間 (14 km) の移管に当たっては、関係県及び市町村と十分な協議を行い、了解を得ながら実施することとされたい。

ii) 緑資源幹線林道事業に係る債権債務

平成 19 年度末までに旧緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の負担金及び賦課金に係る債権債務、NTT-A 資金に係る債権等については、計画どおり全額徴収され、償還も確実に行われていた。

10-3 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

i) 事業完了に向けて

特定中山間保全整備事業 (邑智西部、南富良野の 2 区域) 及び農用地総合整備事業 (美濃東部、南丹、黒潮フルーツライン、下閉伊北の 4 区域) は計 6 区域において実施され、本事業年度については、このうち 3 区域 (南丹、黒潮フルーツライン、下閉伊北) が完了した。また、平成 23 事業年度についても、3 区域で計画的に事業が執行されていた。なお、両事業については、実施中の区域の事業完了をもって廃止となる。各区域の完了事業年度に向けて引き続き努力をされたい。

ii) 農用地総合整備事業等に係る債権債務

農用地総合整備事業等の負担金等に係る債権債務、NTT-A 資金に係る債権等については、計画どおり全額徴収され、償還も確実に行われていた。

10-4 農用地総合整備事業における事後評価

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年 6 月制定) に基づき、公共事業の評価結果を政策に適切に反映させ、不断の見直しや改善を加えることで、国民に対する行政の説明責任を徹底することが求められている。農用地総合整備事業については「農林水産省政策評価基本計画」(最終決定：平成 22 年 8 月農林水産大臣決定) に基づき、農林水産省農村振興局とセンターが共同で実施することとされている。また、評価に当たっては関係地方公共団体の協力を得て実施することとされており、平成 23 年度公表区域である根室東部区域については、北海道、別海町及び中標津町、大隅中央区域については、鹿児島県、鹿屋市、志布志市及び大崎町の協力を得て実施された。評価の客観性が保たれているかどうかについて実地検分し、適切な事後評価が行われているものと認められた。

監事の所見

小職は平成 23 年 4 月 1 日付で再任され、森林総合研究所本所（つくば市）において週 1 日、森林農地整備センター本部（川崎市）において週 4 日の割合で執務した。研究所の主要業務のうち、研究・育種部門については他の監事とともに共同で、独立行政法人緑資源機構の解散に伴う経過措置として継承した水源林造成事業等については小職が単独で、それぞれ監査を実施した。

監査期間中に、会計検査院が主催する平成 22 年度決算検査報告説明会（12 月 9 日）に理事（企画・総務担当理事）とともに、また、独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第 7 部会（1 月 13 日）に他の監事とともに、それぞれ出席した。前者において会計検査院長より要請された内部統制の強化、保有資産の見直し徹底、事前・事後の評価を事業の実施に着実に反映——の 3 点を、監査の際の小職の留意点とした。また、後者において総務省行政評価局担当者より指摘された独立行政法人の不祥事の撲滅について、監事職の責務、調査権限及び任期の見直し等、独立行政法人に係わる新たな制度設計の方針に関する解説について理解した。また、前年度に続き、水源林造成事業等を担当する 2 名の理事（業務承継円滑化・適正化担当及び森林業務担当）を対象として監査ヒアリングを実施した。

この結果、平成 22 年度及び一部平成 23 年度の水源地造成事業等部門の業務の執行は、独立行政法人通則法第 29 条 1 項の規定に基づく「独立行政法人森林総合研究所の達成すべき業務運営に関する目標」に則したものであり、公共事業の執行機関としての使命を認識した上で、法令を遵守した効率的な業務執行を着実に目指しているものと評価した。

その上で、地球規模の環境問題や地域景観の保全などを配慮した公共事業執行への期待及び平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災への対応が如何になされたかを主要な問題意識として、監事所見を以下に述べることにする。

1. 水源林造成事業の公益性確保

1-1 公共事業の使命達成について

i) 森林・林業基本計画の趣旨を反映

本事業は、森林所有者の自助努力によっては造林が期待できない奥地保安林等について、昭和 36 年以降、林野公共事業の一翼を担いつつ、これまでに全国で 46 万 ha の水源林を造成した。平成 22 年に策定された森林・林業基本計画においては、水源林造成事業について、「公的な関与による森林整備の促進」を担うものとして、引き続き「立地条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等の公益的機能の発揮に向けて、針広混交林の育成、複層林の造成等へ転換する施策を推進する」旨位置づけられ、森林整備におけるセーフティネットとしての役割を期待されている。

ii) 公益的機能の金額評価

具体的な社会貢献としては、事業の着実かつ適切な実施を通じ、国民生活に不可欠な水資源の安定的確保、森林の有する国土・環境保全等の公益的機能の維持増進に重要な役割を果たしている。その効果額については、平成 22 年度 1 年間においては、約 7,934 億円、昭和 36 年から平成 22 年度までの累計では、約 15 兆 9,022 億円と試算している。なお、この額は、造林地の拡大や造林木の成長に伴い年々増加しているところである。このような実績は、国民にわかりやすい形で広報推進されることが望ましく、所要の努力をされたい。

1-2 地球温暖化対策への貢献について

i) 民有林の平均を上回るFM率 (Forest Management Ratio)

気候変動枠組条約の京都議定書第1約束期間(平成19年度から平成24年度)において、水源林造成事業もその着実な実施を通じ、政府の森林吸収量目標達成に貢献している。例えば現在、森林吸収量推計の基礎となる「森林経営」対象森林の増加率を推計するための「FM率」(育成林=人工林等人為を加え育成している森林=において、1990年以降に森林施業が行われた割合)の調査(平成19年度~25年度)が林野庁によって行われているが、平成22年度時点の調査概要を見ると、民有林では70%程度、国有林では80%程度のFM率と推定される調査結果が示されている。このうち水源林造成事業地については8割程度のFM率と推定される結果となっており、民有林の平均を上回る。

ii) 間伐材の活用推進

間伐等の実施面積から見ると、平成20年度3.2万ha、平成21年度2.8万haの実績となっており、これは、森林吸収量確保に向けて、政府が目指す間伐等実施面積の年平均値55万haの各6%、5%を占める。平成22年度においても3.7万haの間伐等の実績があり、7%超のシェアとなっている。平成23年度からは、二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等、地球温暖化防止や循環型社会の形成などに資する観点から搬出間伐を推進している。また、作業路網の整備に当たっては、引き続き間伐材の活用を努めており、森林吸収源の確保に所要の成果を挙げているものと評価する。

1-3 水源林造成における生物多様性保全の取組みについて

i) 混交林と複層林

森林における生物多様性の保全において重要なのは、地域の生物相の維持に必要な様々な遷移段階の森林がバランス良く保全されることである。伐採や自然災害等により常に変化しながらも、その土地固有の自然条件、立地条件の下で多様な植生のタイプを存続させることが重要である。センターにおいては、昭和36年の事業開始以降、無立木地等の水源涵養機能の低下した森林を植栽の方法によって急速かつ確実に造成する手法により、森林整備に努めてきた。この事業を通じ、生物多様性の保全も含めて当該森林の公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、「針広混交林施業」及び「複層林施業」を積極的に導入してきており、その方向性を評価したい。

ii) 有用天然性樹木の活用

事業の歩みを振り返ると、平成3年度から有用天然性樹木も活用した針広混交林化を図る「水源林特別対策事業」、また、平成8年度からは、事業の一環として複層林を造成するため「水源複層林整備事業」を導入した。また、平成14年度からは、資金の補助金化に伴い、前生広葉樹を活かしつつ本格的な針広混交林化を図るモザイク施業を導入した。これ以降の新規契約地は、すべて針広混交林か複層林として造成・整備を進めている。さらに、平成13年度以前の契約地についても侵入広葉樹を活かしつつ針広混交林化を促進することとしている。監査対象とした平成22年度以降の新規契約は、すべて「水源針広混交林」、「水源複層林」の2事業に整理して実施されており、景観配慮及び生物多様性保全の観点から評価できる。

2. 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業における環境配慮

2-1 基本姿勢

平成14年4月1日施行の「土地改良法の一部改正」において、食料・農業・農村基本法の主旨を踏まえ、土地改良事業の実施に当たり「環境との調和に配慮すること」が位置づけられた。センターの事業区域においては地元有識者で構成する環境情報協議会を組織し、希少植物の移植、魚道の設置、両生類産卵池の設置、濁水防止対策の実施、猛禽類の繁殖への影響を回避するための工期の調整や騒音防止対策等を行ってきた。

2-2 美濃東部区域での取組み

i) ヒ素対策

平成23年度工事を実施した2号トンネル及び5号トンネルにおいては、地質調査時に地山の岩石に有害物質（ヒ素）が含まれていることが確認された。学識経験者で構成する「美濃東部区域農業用道路トンネル残土処理検討会」を設置し、対応方法を検討した上、工事を実施した。ヒ素含有量が環境基準値を超えた残土については、土捨て場において土をシートにより周辺地盤と隔離処理した上、その周囲を良質土覆土することとした。処理した有害物質含有残土の量は、2号トンネルで24,600 m³（全体の46%）、5号トンネルで33,700 m³（全体の62%）であった。なお、トンネル工事の期間中は、土捨て場を含む施工箇所周辺の水質（ヒ素の含有量）をモニタリングしており、適切な処理と評価できる。今後も水質のモニタリングを継続されたい。

ii) ギフチョウ生息地対策

道路用地と団地造成用地の周辺一帯でギフチョウの食草であるヒメカンアオイが自生していることが判明したが、建設工事によりその一部が消失することになるため、平成17年より移植作戦を展開した。移植したヒメカンアオイについては、移植後その生育状況をモニタリングしており、移植地でのギフチョウの産卵も確認されている。移植地が人の踏みつけ等によって攪乱されることのないように適切に管理し、関係地方自治体に管理を引き継ぐことが求められる。

2-3 邑智西部区域での取組み

i) ため池周辺の緑化

農用地整備の一環としてため池整備を実施している。「夫婦池」は、老朽化により堤体からの漏水があったものを平成21年度に整備したものである。ため池の整備に当たり周辺の山林に土取り場を設け、その土を堤体築造のための盛土材として利用した。盛り土材採取後の土取り場については、切土法面が裸地状態となっていたが、防災上及び景観上好ましくないことから、平成23年度にその緑化工事を実施した。

ii) オオサンショウウオの保全対策

平成23年度工事予定箇所の農林道5工区の鍛冶屋谷川横断部にオオサンショウウオが生息していることが判明し、事業所は環境情報協議会の意見を聞きながら、保全対策を検討した。その結果、1)河川横断部は長径間のアーチカルバートにより河川を大きく跨ぐ構造として、河川護岸から離れたところにその架台を設置して生息環境をそのまま保全する。2)工事による振動や騒音のオオサンショウウオへの影響を回避するため、工事期間中は瑞穂ハンザケ自然館に当該部に生息する個体を一時的に移動させる——などの対策を実施した。当該の工事完了に伴う放流後についても、地元関係機関の協力を得て生態についてモニタリング調査を実施されたい。

2-4 南富良野区域での取組み

i) 多発するエゾシカやヒグマによる鳥獣害が、生産性の阻害と農家の営農意欲の低下を招くことから、鳥獣害を防止するため、区画整理の付帯工事として鳥獣害防止柵設置を行っている。クマ対策として電牧を利用し、また、その電源にはソーラーパネルを用いることとした。これにより、電源の制約を受けず広範囲な鳥獣害防止柵の設置が可能となり、また、ランニングコストの低減が期待される。農水省が推進する農用地での自然エネルギー利用拡大の趣旨にもかなっており、評価できる。なお、受益農家からは、農作物被害が格段に少なくなったとの報告を得ている。

3. 災害対応について

3-1 東日本大震災関係

平成23年3月11日、マグニチュード9.0の激震が東日本を襲った。センター本部では災害対策本部を設置し、交通機関の途絶により帰宅困難となった市民50人を本部事務所会議室に収容して仮泊させるなどの緊急対応を行ったほか、各事業地への被害把握、被災地支援活動を逐次実施した。

i) 復興資材の供給

東日本大震災の被災地で大量の仮設住宅が必要とされる中、仮設住宅の基礎回りで使用される杭材が逼迫状況にあったことから、4月下旬に三重県の造林地から杭材の原木を供給した。また、岩手県のカキの養殖施設が壊滅的な被害を受け、復旧に向けて養殖イカダ用の丸太が大量に必要となったことから、6月東北森林管理局、岩手県森林組合連合会等と協力・連携して小丸太計約3,000本（養殖用イカダ計約350基分）を供給した。

ii) 復旧計画への参画

早期の復旧・復興に向けて、がれき処理などを優先する必要があることから、被災された造林者と協議の上で事業の調整を行うとともに、被災されなかった造林者については、雇用の確保の観点からも着実な事業の執行に努めた。

特に岩手県下を中心に発生した山火事被害に関し、県により進められている所有者等への対応策の説明及び対策のとりまとめに関して、情報収集や水源林造成事業についての情報提供などを行った。今後も水源林造成事業による対応を所有者や地元自治体から求められた場合、被災地の早期復旧に資するよう速やかに対応していく姿勢を継続することが求められる。

iii) 被災地の激励

平成23年11月4日、東北北海道整備局、東北支所、東北育種場が岩手県気仙郡において共同開催した「国際森林年記念・東北未来の森林づくり」に、小職も森林総研役員を代表して参加した。3月の地震、津波により甚大な被害を受けた住田町、陸前高田市、大船渡市の森林組合関係者らとともに、陸前高田市など地元の小学校に通う被災児童らを多数招待し、国際森林年の国内テーマである「森を歩く」の趣旨をPRするとともに、被災地復興への決意を共有した。

iv) 原発事故関係

警戒区域及び避難準備区域に指定される福島県双葉郡川内村における水源林造成事業については、安全面の確保の必要性から村当局（村役場は郡山市に臨時移転中）が各種現場事業の実行を規制しているため、12月現在、事業地における保育作業が実行できていない状況である。

除染については、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴

う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき、国又は地方公共団体により除染が実施されることになるものと認識している。今後示される国の考え方や対応の動向を注視しながら、必要な場合にはセンターにおいても適宜な対応をすべきである。

3-2 台風・豪雨災害関係

台風12号・15号による水源林造成事業地の被害状況は、奈良県・和歌山県の9市町村において水害による崩壊は約60箇所、造林面積にして約32ha程度となっている。また、センター造林地及び周辺森林の崩壊により土砂ダム(長殿地区・栗平地区等)が発生した。一方、作業道の被害については、現在大規模な被害報告はなかった。

土砂ダム箇所以外の森林国営保険の対象となる崩壊箇所については、順次調査を実施の上、関係都道府県に保険てん補申請を行うこととしている。また、崩壊地については、面積の確定後、契約相手方と協議の上、施業除地へ編入することとしている。作業道の被害については、林道等の復旧を待って詳細な調査を実施し、必要に応じて修理を行うこととしている。これらの実施予定をそれぞれ確認し、適切な対応であるものと評価した。(了)

平成 23 年度 監事監査計画書

1. 監査の対象部門	水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業に関する関係部署
2. 監査の区分	業務監査及び会計監査
3. 監査の事項	3-01 関係法令、規程等の実施状況に関すること 3-02 中期計画及び年度計画の取組み状況に関すること 3-03 組織、人事管理等の状況に関すること 3-04 予算、事業計画等の執行状況に関すること 3-05 固定資産、流動資産、その他の資産等の管理に関する こと 3-06 財務諸表、決算報告書等に関すること 3-07 契約の締結及び執行に関すること 3-08 コンプライアンスの取組み状況に関すること 3-09 内部統制の状況及び情報管理に関すること 3-10 労働安全・衛生に関すること 3-11 業務の広報に関すること
4. 監査対象期間	平成 22 年度及び 23 年度の一部
5. 監査日程	平成 23 年 6 月～24 年 2 月
6. 監査の方法	書面監査及び実地監査
7. 監査の場所	別紙のとおり
8. その他	監査項目及び関係資料に関しては、センター本部においては監査実施日のおおむね 2 週間前に、整備局等においては、おおむね 1 ヶ月前に監査対象事務所に通知するものとする

別紙

監査の区分等	監査対象事務所	実施時期
会計監査（決算監査）	全 部 門	6月上旬
業務監査（本部）	センター本部の各部門	12月上旬
業務監査（整備局等）	美濃東部建設事業所	10月下旬
	邑智西部建設事業所	10月中旬
	近畿北陸整備局 京都水源林整備事務所	7月中旬
	中国四国整備局 徳島水源林整備事務所	9月上旬
	九州整備局 佐賀水源林整備事務所	11月中旬

平成 23 年度監査計画に基づく実施日程及び課題

実施日	監査計画における課題番号 及び課題	責任・担当者
6月 6日(月) 7日(火) 8日(水)	会計監査(決算監査) 3-01~11 財務諸表、決算報告書等に関するこ と等	センター本部各部 長、各課長
7月 11日(月) 12日(火) 13日(水) 14日(木)	近畿北陸整備局 京都水源林整備事務所 京都水源林整備事務所 京都水源林整備事務所 3-04, 05, 07, 08, 09, 10, 11 予算、事業計画等の 執行状況に関すること等 現地監査：新植、長伐期間伐、作業道新設	近畿北陸整備局長 京都水源林整備事 務所長
9月 5日(月) 6日(火) 7日(水) 8日(木)	中国四国整備局 徳島水源林整備事務所 徳島水源林整備事務所 徳島水源林整備事務所 3-04, 05, 07, 08, 09, 10, 11 予算、事業計画等の 執行状況に関すること等 現地監査：作業道新設・修理(丸太組工、土の う積み)、保育間伐、除伐Ⅱ	中国四国整備局長 徳島水源林整備事 務所長
10月 11日(火) 12日(水) 13日(木)	邑智西部建設事業所 邑智西部建設事業所 邑智西部建設事業所 3-04, 05, 07, 08, 09, 10, 11 予算、事業計画等の 執行状況に関すること等 現地監査：農林道工事、区画整理工事、ため池 整備	邑智西部建設事業 所長

<p>10月25日(火) 26日(水) 27日(木)</p>	<p>美濃東部建設事業所 美濃東部建設事業所 美濃東部建設事業所</p> <p>3-04, 05, 07, 08, 09, 10, 11 予算、事業計画等の 執行状況に関する事等</p> <p>現地監査：農業用道路工事、区画整理工事、ト ンネル掘削残土処理地</p>	<p>美濃東部建設事業 所長</p>
<p>11月15日(火) 11月16日(水) 11月17日(木)</p>	<p>九州整備局 佐賀水源林整備事務所 佐賀水源林整備事務所</p> <p>3-04, 05, 07, 08, 09, 10, 11 予算、事業計画等の 執行状況に関する事等</p> <p>現地監査：防災間伐、裾枝払い</p>	<p>九州整備局長 佐賀水源林整備事 務所長</p>
<p>1月10日(火)</p>	<p>業務監査(センター本部管理部門)</p> <p>3-01 関係法令、規程等の実施状況に関する事 02 中期計画及び年度計画の取組状況に関する 事 03 組織、人員管理等の状況に関する事 05 固定資産、流動資産、その他の資産等の管 理に関する事 09 内部統制の状況及び情報管理に関する事 10 労働安全・衛生に関する事 11 業務の広報に関する事</p>	<p>センター本部 審議役(総合調整) 管理部長 管理部次長 企画管理課長 労務課長</p>
<p>1月11日(水)</p>	<p>業務監査(センター本部経理部門)</p> <p>3-02 中期計画及び年度計画の取組状況に関する 事 04 予算、事業計画等の執行状況に関する事 05 固定資産、流動資産、その他の資産等の管 理に関する事 07 契約の締結及び執行に関する事</p>	<p>財務課長 資金会計課長</p>

<p>1月12日(木)</p>	<p>業務監査(センター本部森林業務部門)</p> <p>3-01 関係法令、規程等の実施状況に関する事 02 中期計画及び年度計画の取組状況に関する事 04 予算、事業計画等の執行状況に関する事 07 契約の締結及び執行に関する事 09 契約の締結及び執行に関する事</p>	<p>森林業務部長 森林企画課長 森林事業課長 森林調整課長</p>
	<p>業務監査(センター本部農用地業務部門)</p> <p>3-01 関係法令、規程等の実施状況に関する事 02 中期計画及び年度計画の取組状況に関する事 04 予算、事業計画等の執行状況に関する事 07 契約の締結及び執行に関する事 09 契約の締結及び執行に関する事 10 労働安全・衛生に関する事</p>	<p>農用地業務部長 設計課長 業務課長 用地管理課長</p>
<p>1月19日(木)</p>	<p>理事(森林業務担当)ヒアリング</p> <p>理事(業務承継円滑化・適正化担当)ヒアリング</p>	

独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 第31回総会

日時：平成24年3月14日（水）午後2時～4時
場所：中央合同庁舎第2号館 講堂（地下二階）

会 議 次 第

- 1 開 会 独立行政法人農業者年金基金 監事 中村 眞純
- 2 挨 拶 総務大臣政務官 主濱 了
- 3 議 題
 - (1) 平成23年度各部会の活動状況及び部会連絡協議会の意見交換内容の報告について
 - (2) 平成22年度会計報告について
 - (3) 平成24年度の全体世話人選出について
- 4 講 演 講 師 郷原 信郎 氏（名城大学総合研究所教授・弁護士）
演 題 「公法人におけるガバナンスとコンプライアンスの課題」
- 5 挨 拶 総務省行政評価局長 新井 英男
- 6 閉 会 独立行政法人農業者年金基金 監事 伊藤 康生

以 上

2. コンプライアンスとは

Compliance

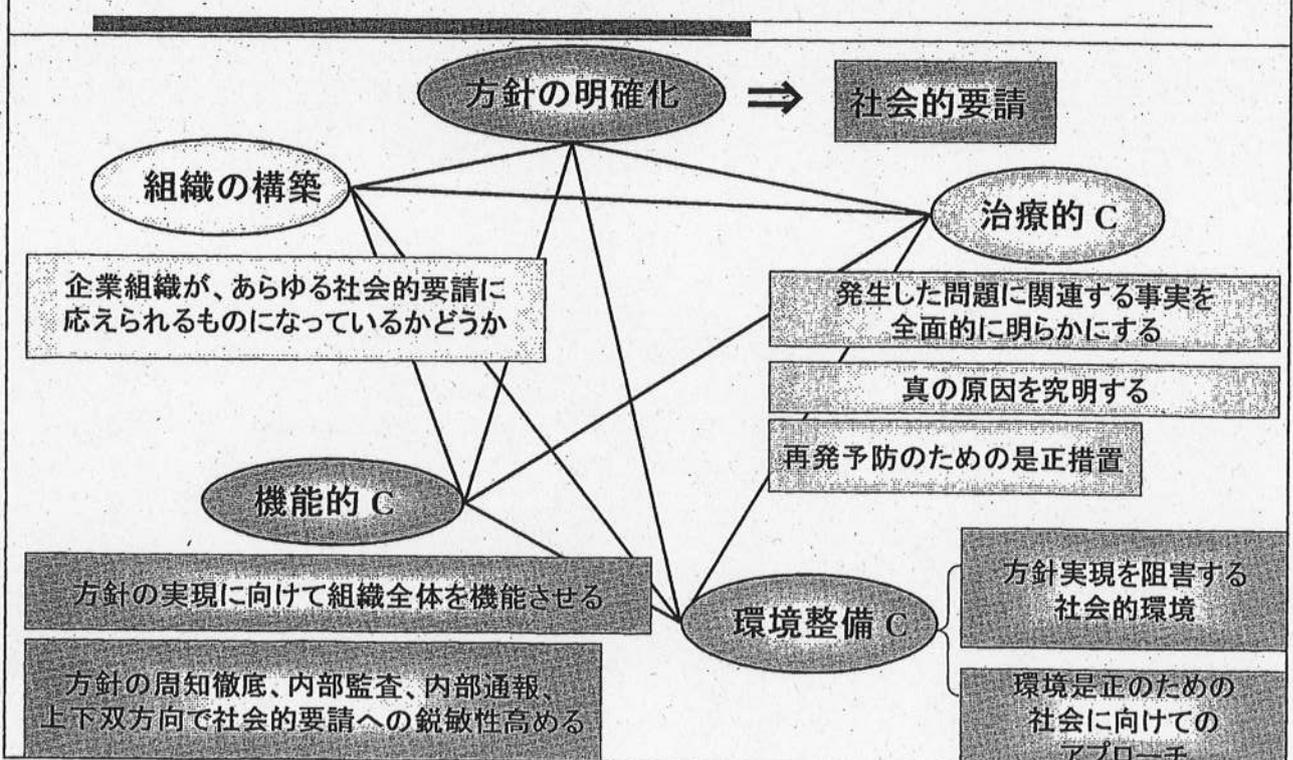
⇒組織に向けられた社会的要請に

しなやかに鋭敏に反応し目的を実現していくこと

★社会的要請に対する鋭敏さ
(sensitivity)

★目的実現に向けての協働関係
(collaboration)

3. 「社会的要請への適応」としての コンプライアンスの具体的方法



主要行事(2012年1月27日～2012年3月22日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
1月27日(金)	第9回理事会	理事長、各理事、両監事
2月2日(木)	林木育種技術戦略委員会	林木育種センター所長
	林木育種成果発表会	理事長、林木育種センター所長、 森林農地整備センター所長
6日(月)	庁議	理事長
	茨城県・筑波地区農林水産研究機関等意見交換会	理事長
	国立環境研究所「外来動物の根絶を目指した総合的防除 手法の開発」アドバイザリーボード会合	研究担当理事
7日(火)	REDD研究開発センター公開セミナー	理事長、研究担当理事
8日(水)	韓国国立生物資源研究所との国際共同研究に関する覚書 (MOU)調印式	理事長、研究担当理事
9日(木)	マレーシア森林局次長他来訪	理事長
10日(金)	重点課題(H・I)評価会議	研究担当理事、林木育種セン ター所長
15日(水)	育種調整会議	林木育種センター所長
17日(金)	公開シンポジウム「広葉樹林化の可能性—天然更新のリス クとその回避—」	滑志田監事
20日(月)	小笠原諸島世界自然遺産登録記念シンポジウム	研究担当理事
22日(水)	国土技術政策総合研究所・木造校舍火災実験	理事長
	福島県木質系震災廃棄物等を活用した熱・電供給システム等 事業調査検討委員会	企画・総務担当理事
	(株)プレック研究所 陸産貝類保全検討会	研究担当理事
23日(木)	広島大学第三者評価委員会	理事長
	(社)日本森林学会理事会	研究担当理事
24日(金)	町田農林水産事務次官講話	理事長、滑志田監事
	小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会	研究担当理事
25日(土)	NPO法人小笠原自然文化研究所 外来動物侵入防止に関 する検討会	研究担当理事
28日(火)	鳥取大学グローバルCOEアドバイザリーボード	理事長
	水源林造成事業評価技術検討会	森林業務担当理事
29日(水)	日本学術会議公開シンポジウム「巨大災害から生命と国土 を護る」	理事長

月 日	行 事 内 容	出 席 者
29日(水)	現場で話しあう!「林業の再生」-先行事業地で行う意見交換会と現地検討会-	研究担当理事
3月2日(金)	林業機械化推進シンポジウム	企画・総務担当理事
5日(月)	庁議	理事長
	樹木医制度審議会	理事長
	REDD運営委員会	研究担当理事
6日(火)	第5回事業運営会議	理事長、企画・総務担当理事、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事、滑志田監事
	(財)自然環境研究センター 外来生物防除戦略検討会	研究担当理事
8日(木)	研究推進評価会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、両監事
	第3回研究所会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事、両監事
9日(金)	業績審査委員会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長
	第2回環境委員会	企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林業務担当理事
11日(日)	東日本大震災一周年追悼式	理事長
12日(月)	監事監査報告	理事長、両監事
13日(火)	研究所長等有識者懇談会	理事長、企画・総務担当理事
	(株)ブレック研究所 種間相互作用ワーキンググループ	研究担当理事
14日(水)	農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、森林業務担当理事
	日本学術会議シンポジウム「放射能除染の土壌科学」	理事長、企画・総務担当理事
	(社)日本森林技術協会 森林の生物多様性の状態を表す指標の開発・検証調査委員会	研究担当理事
	監事連絡会総会	滑志田監事
15日(木)	日本木材学会大会	研究担当理事
19日(月)	(財)農学会理事会・評議員会	理事長
22日(木)	第10期男女共同参画学協会連絡会運営委員会	研究担当理事